

7-(2) 特定有害物質の種類と指定区域の指定基準等

区分(種 第4条, 第5条)	No.(令第 1条の号 数)	特定有害物質の種類 (令第1条)	指定区域の指定基準(法第5条1項)		土壤汚染の除去基準
			地下水基準 (則第6条第1項,別表第1) 土壤溶出量の指定基準※ (則第18条第1項,別表第2) (mg/kg以下であること)	土壤含有量の指定基準 (則第18条第2項,別表第3) (mg/kg以下であること)	第2溶出量基準 (則第24条第1項第1号,別 表第4);土壤の処理方法 関連の基準 (mg/kg以下であること)
第一種 特定有 害物質 (揮発性 有機化 合物)	6	四塩化炭素	0.002	-	0.02
	7	1,2-ジクロロエタン	0.004	-	0.04
	8	1,1-ジクロロエチレン	0.02	-	0.2
	9	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	0.4
	10	1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	0.02
	11	ジクロロメタン	0.02	-	0.2
	14	テトラクロロエチレン (No.8,9,18を含む:則第1条)	0.01	-	0.1
	16	1,1,1-トリクロロエタン (No.8を含む:則第1条)	1	-	3
	17	1,1,2-トリクロロエタン (No.7,8,9を含む:則第1条)	0.006	-	0.06
	18	トリクロロエチレン (No.8,9を含む:則第1条)	0.03	-	0.3
	22	ベンゼン	0.01	-	0.1
第二種 特定有 害物質 (重金 属等)	1	カドミウム及びその化合物	Cd:0.01	Cd:150	Cd:0.3
	2	六価クロム化合物	Cr ⁶⁺ :0.05	Cr ⁶⁺ :250	Cr ⁶⁺ :1.5
	4	シアン化合物	CN:不検出	遊離シアン:50	CN:1
	12	水銀及びその化合物 (アルキル水銀;不検出)	Hg:0.0005 (アルキル水銀;不検出)	Hg:15 (-)	Hg:0.005 (アルキル水銀;不検出)
	13	セレン及びその化合物	Se:0.01	Se:150	Se:0.3
	19	鉛及びその化合物	Pb:0.01	Pb:150	Pb:0.3
	20	砒素及びその化合物	As:0.01	As:150	As:0.3
	21	ふっ素及びその化合物	F:0.8	F:4000	F:24
	23	ほう素及びその化合物	B:1	B:4000	B:30
第三種 特定有 害物質 (農薬等) 5物質	3	シマジン又はCAT	0.003	-	0.03
	5	チオベンカルブ 又はベンチオカーブ	0.02	-	0.2
	15	チウラム又はチラム	0.006	-	0.06
	24	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	-	0.003
	25	有機りん化合物 (パラチオン,メチルパラチオン, メチルジメトン,EPNに限る)	不検出	-	1

合計25物質

直接摂取によるリスク	重金属等	9物質
地下水等の摂取によるリスク	揮発性有機化合物等	25物質

参考

※ 1指定区域の指定基準のうち土壤溶出量の指定基準は「環境基本法に基づく土壤の汚染に係る環境基準」と同じ。

(ただし、農作物の生育等の観点からのみ基準が定められている銅を除く)

※ 水質汚濁防止法に規定する26の有害物質と比べると硝酸性窒素が含まれていない。